

大洗わくわく科学館 年末年始休館のお知らせ

大洗わくわく科学館では、12月28日(月)から平成28年1月5日(火)まで年末年始休館とさせていただきます。なお、年始は1月6日(水)から通常通り10:00より開館いたします。新年も楽しいイベントで皆様のご来館を心よりお待ちしております。
問合せ 大洗わくわく科学館 ☎ 267-8989

いばらき女性特派員募集!

茨城県では、女性の視点を取り入れ、県民参加の開かれた広報活動を推進するため、「いばらき女性特派員」を募集します。

活動内容

- 県の主要事業や施設等取材し、その結果を広報紙で発表
- ツイッターで本県の情報を積極的に発信(週2、3日程度)など

任期 平成28年4月上旬から平成29年3月31日までの約1年間

募集人員 4人

応募資格

- 茨城県在住の平成28年4月1日現在で満20歳以上の女性
- 公務員や議会の議員でない方
- 取材先の要望する日時に応じて取材できる方(平日の日中の取材が主)
- 自分で取材先に移動できる方(県内全域が取材範囲)

謝礼 年間6万円

応募方法

■茨城県庁、各県民センター、各市町村の窓口備えてある「平成28年度いばらき女性特派員応募用紙」に必要事項を記入し、「女性特派員に応募する理由」と「地域の話題」をそれぞれ400字程度にまとめたものを添付して、郵送、電子メール、FAXで広報広聴課宛てに送付してください。

■茨城県ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/>)の「平成28年度いばらき女性特派員募集案内」から様式をダウンロードし、電子メールでの送信も可能です。

応募締切 平成28年2月12日(金) ※当日消印・送信有効
問合せ/応募先 茨城県広報広聴課 県民広報グループ
(〒310-8555 水戸市笠原町978-6)
☎ 301-2128 FAX 301-2168

介護予防に関するリハビリセミナー開催のお知らせ

日時 1月24日(日) 13:30~16:00
場所 特別養護老人ホームもくせい内あかつきホール(水戸市東原3-2-7)
テーマ 「介護予防~健康寿命をのぼそう~」※無料リハビリ相談あり
定員 50名
費用 無料(要申込)※無料送迎あり(予約制)
申込期限 1月23日(土)
申込み/問合せ 北水会記念病院 ☎ 303-3003

【事業主の皆さま・働くすべての皆さまへ】 ご存知ですか? 「無期転換ルール」

労働契約法第18条第1項では、平成25年4月1日以後に開始される有期労働契約が反復更新され、契約期間が(通算)5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期労働契約(期間の定めのない労働契約)への転換の申込みをすることができると規定されています。

厚生労働省ホームページでは参考となる情報を掲載しています。(厚生労働省ホームページで、「労働契約法」や「円滑な無期転換」で検索できます。)

「無期転換ルール」に関する問合せ先
茨城労働局 監督課 ☎ 224-6214

「新鉾田駅~大洗駅」路線バス運行のお知らせ

12月14日(月)から、新鉾田駅~大洗駅(国道51号経由)間の路線バスが運行することになりました。

運行開始に合わせ、バスお試し乗車券(50円割引券10枚綴り)をご家庭に配布いたしますので、是非ご利用ください。

◆主な停留所

大洗駅~大貫~大洗高校~海岸病院バイパス口~夏海十文字~大洗原研入口~上釜~子生椏山診療所前~ビッグハウス前~鉾田自動車学校前~鉾田市役所前~新鉾田駅

問合せ まちづくり推進課 企画調整係(内線 214)

第8回いばらき看護職合同進学・就職説明会

日時 1月17日(日) 12:30~15:30
場所 茨城県立県民文化センター
県民ギャラリー・展示棟ロビー・一般展示室(水戸市千波町東久保697)
参加施設 県内の医療機関・訪問看護ステーション及び看護師等学校養成所
実施内容 ○県内医療機関・訪問看護ステーションによる職場紹介コーナー
○ハローワーク就職相談コーナー(ハローワーク水戸)※予定
○看護職進学・就職相談コーナー(茨城県ナースセンター)
○看護師等の離職時の届出制度・訪問看護師養成に関するPR
参加方法 参加無料。事前申込・予約不要。履歴書不要。服装自由。入退場自由。
問合せ 公益社団法人 茨城県看護協会 ☎ 221-6900

中皮腫や肺がんなど、石綿による 疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

制度のご案内は厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

HP <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/120406-1.html>